



八 監 第 1 8 3 号

令 和 3 年 7 月 2 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による都市整備部の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

都市整備部

- (1) 都市計画課（まちづくり推進室を含む。）
- (2) 建築指導課
- (3) 開発指導課
- (4) 公園緑地課
- (5) 土木管理課
- (6) 土木建設課
- (7) 土木維持課

3 監査の範囲

令和2年度（令和3年4月末現在）における都市整備部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和3年4月19日から同年7月21日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとして執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（指摘事項）は、次のとおりである。

所 見

対象機関	区 分	内 容
都市計画課 (まちづくり推進室を含む。)		特に指摘, 要望する事項はない。
建築指導課		特に指摘, 要望する事項はない。
開発指導課		特に指摘, 要望する事項はない。
公園緑地課	指摘事項	<p>1 土地賃貸借契約について</p> <p>八千代総合運動公園に係る土地賃貸借契約については, 翌年度以降の支出を義務付ける複数年契約を締結しているため, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為として予算に定めるか, 同法第234条の3の規定による長期継続契約として, 翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた契約書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら, 当該契約は債務負担行為として予算に定められておらず, また, 長期継続契約として翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合の解除条項を設けた契約書も作成されていなかった。</p> <p>今後は, 適切な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年度監査 指摘事項)</p> <p>上記の令和元年度監査における指摘事項を踏まえ, 引き続き適切な契約事務を行われたい。</p>
土木管理課	指摘事項	<p>1 契約事務の手続について</p> <p>側溝汚泥運搬業務委託(単価契約)について, 八千代市事務決裁規程(昭和42年八千代市訓令第6号)に基づき契約課長の決裁により契約を締結する必要があるが, 担当課である土木管理課長の決裁により契約を締結していた。</p> <p>今後は, 適切な契約事務を行われたい。</p>
土木建設課	指摘事項	<p>1 予算の繰越について</p> <p>準用河川高野川予備設計業務委託に係る委託料については, 令和2年度に設定した繰越明許費10,516,000円を翌年度に全額繰り越している。</p> <p>しかしながら, 令和2年度末時点で, 令和3年度に契約額の変更が見込まれないことから, 繰り越すべき予算は契約額とすべきである。</p> <p>今後は, 適正な予算の繰越手続を行われたい。</p>
土木維持課		特に指摘, 要望する事項はない。